

人権チェックリスト



平成29年

11月号

同和問題

11月は「同和運動推進月間」

11月11日から12月10日は「人権を考える強調月間」です

「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨について

同和地区の生活環境の改善を主たる目的とした特別法は、特別対策の実施により概ねその目的が達成されたとして平成14年3月末に失効しました。

以降は、一般対策により同和問題の解決が図られてきましたが、法律の失効を機に「同和問題は終わった」「差別はもうない」という風潮も一部に見られました。

しかし、同和問題は現実の問題として存在しています。特に、近年インターネット上で同和地区やその関係者を誹謗中傷したり、同和地区と称して地名を書き込むなどの問題が顕著となっています。

このため、現在もなお部落差別が存在するとの認識のもと「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に成立しました。

この法律では基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであると断じ、国や地方公共団体に対し、差別解消のための施策の実施を求めています。そして、その結果として、部落差別の解消の必要性について国民の皆さんの理解が深まり、差別のない社会を実現することをめざしています。

チェック

この法律の趣旨を理解し、私たち一人ひとりが差別は許さないという意識を持ち、差別のない明るい社会をともに築きましょう。

詳しくは、県企画部人権局のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/021400/burakusabetukaisyou.html>

人権のつどい

日時：12月9日（土）13:00～16:00

場所：紀美野町文化センター みさとホール
（海草郡紀美野町神野市場217）

第一部 野上中学校吹奏楽部による演奏

第二部 中学生人権作文コンテスト表彰式と
作文朗読

第三部 人権講演会

「いのちみつめて うたをこぼせ」

講師：村崎修二・耕平氏

内容についてのお問い合わせは

和歌山県人権施策推進課まで

☎073-441-2566

